

# ピノチェト事件における拷問に対する普遍的管轄権の問題

——一九九九年三月二四日付英国貴族院判決を手がかりに——

田原 洋子

はじめに

第一章 ピノチェト事件に至る経緯

第二章 ピノチェト事件のはじまり

第三章 拷問に対する普遍的管轄権について

第一節 拷問について

第二節 拷問等禁止条約における普遍的管轄権

第三節 拷問等禁止条約起草段階での議論

おわりに

はじめに

個人の国際法上の刑事責任を追及する動きは冷戦終結後に本格化し、国連安全保障理事会の決定により旧ユーゴ国際刑事裁判所およびルワンダ国際刑事裁判所という二つのアド・ホックな国際刑事裁判所が設立された。その後、アフリカの元国家元首が、シエラレオネ国際戦犯法廷で「人道に対する罪」<sup>①</sup>に問われ、七〇年代のカンボジア大虐殺に<sup>②</sup>関与した旧政権幹部がポル・ポト派特別法廷で裁かれようとしている。一方、イラク高等法廷は、フセイン元大統領

がその在任中に残虐な行為を命じたことを理由として死刑の判決を下した。<sup>(5)</sup>このように、現代国際社会においては、元国家指導者といえども個人として、その責任から免れることはできない。こうした動きは、個別国家が単独で問題解決に取り組む段階から各国が国際社会との協調体制を強化させ、共同認識の下で犯罪者の処罰を押し進めようとする明確な態度の表明であると考えられる。<sup>(4)</sup>しかし、国際法上、このような犯罪の捜査および訴追並びに処罰の第一次的かつ主要な責任は国家にあり、その対処については各国の国家管轄権に大きく依存しているのが現状である。<sup>(5)</sup>二〇〇二年七月一日に効力が発生した国際犯罪を裁くための国際刑事裁判所は、各国の国家主権に基づく国内裁判所の裁判権をまず優先させ、国内裁判所を補完する二次的な裁判所として位置づけられている。<sup>(6)</sup>

本稿で取上げるピノチエト事件は、国際刑事裁判所が未だ設立されていなかった段階で、外国の国内裁判所が紛争解決のための役割を担い、世界的な処罰体制の萌芽を示す事例として、各国が追隨するであろうと予測される重要な先例として注目された。<sup>(7)</sup>拷問の禁止は慣習国際法上の規則としてユス・コーゲンス (*ius cogens*) の一部を構成し、<sup>(8)</sup>国際社会はその禁止および処罰に共通の認識をもって非難し続けてきたにも拘らず、現実には依然として世界中の至るところで日常的に繰返される人権侵害であり、根絶されることがない普遍的な犯罪となっている。しかしながら、一九九九年三月二四日付貴族院判決(以下、貴族院再審判決)は、ピノチエトの命じた拷問が国際犯罪として国際社会において極めて重大かつ国際的反響を引起し、国際社会全体の友好関係や国際平和の維持に対する潜在的な脅威をもたらすと認識した。そして、国際的関心事項として、拷問に対して普遍的管轄権の行使が認められることを根拠にスペインがピノチエトを訴追することを容認し、スペインへの引渡しに応じる判決を下した。

一般に普遍的管轄権とは、当該国家が犯罪者の身柄を拘束していることを条件として認められる管轄権であるが、この事件では、犯罪者の身柄の拘束を条件としない「広義の普遍的管轄権 (*universal jurisdiction in absentia*)」<sup>(9)</sup>

うべき新たな法則が認められた<sup>9)</sup>。犯罪発生地であるチリの裁判所はピノチェト時代の人権侵害の救済に消極的な態度を示したため、犯罪発生地における処罰は不可能な状況にあった。事件関係国である英国、スペイン、チリの他、例えばフランスやスイスは、ピノチェトの行った人権侵害に対する被害者の国籍を根拠に自国の管轄権を行使する消極的属人主義に基づいてピノチェトの引渡しを要求する一方、ベルギーはピノチェトが国家元首時代に行った行為が、自国が一九九三年に制定した「国際人道法の重大な違反行為を処罰する法律」(以下、ベルギー人道法)に規定される犯罪に該当するとして普遍主義に基づく自国の管轄権の主張を行った。

こうして、各国が自国の国内法を根拠にした結果、刑事裁判管轄権が錯綜した。英国の裁判所は、ピノチェトが国家元首時代に実行した大規模かつ組織的な拷問は元首が行う公的行為であることを認めず、国家が積極的に介入して犯罪者処罰にのりだすことのできる国際犯罪であることを確認し、拷問の処罰に普遍的管轄権の採用を認めたと<sup>10)</sup>いう点で国際社会に新たな意識変革を促し、国内裁判所の国際的機能が高く評価された事件と考える者もいる。また、伝統的な国際法においては、国家元首の行為に関して外国の裁判所の管轄に服することが免除されてきたが、この事件のように独裁者の行為を本国で裁くことが不可能な場合には他国で裁く道が開かれたとも捉えられ、貴族院再審の決定が今後のこの種の普遍的な犯罪に実効性をもたらさずであろうと予測する意見も存在する<sup>11)</sup>。その一方で、英国が他国との友好関係を考慮せざるを得ない状況に直面し、国内裁判所が国際的な紛争問題を解決するためには限界が存在することも露呈した。

本稿では、ピノチェト事件の貴族院再審判決に焦点をあて、拷問における普遍的管轄権設定の経緯に検討を加えながら、外国の国内裁判所が他国内で実行された拷問について一国の国内問題として回避することなく、普遍的管轄権に基づいて各国が処罰できる国際犯罪であると判断した意義およびその将来的展望についての検討を試みるものであ

る。

## 第一章 ピノチエト事件に至る経緯

チリの元国家元首であるピノチエトは、一九九八年一〇月一三日に病氣治療の目的で英国に入国したが、スペインの裁判所からの要請で、その滞在期間中の一〇月一六日に逮捕された。ピノチエトはその在任中、チリで組織的かつ継続的に人権侵害を行ってきたにも拘らずチリでの裁判が実現せず、ピノチエトの人権侵害の犠牲者にスペイン国民が多数含まれていたことから、国際刑事警察機構を通じてスペインが捜査を開始し、英国にピノチエトの引渡し請求を行ったのである。ピノチエトは、英国が公式に招待した人物ではないものの、元国家元首という肩書きで外国使節団の一員として英国に滞在していた。このような場合、ウィーン外交関係条約が規定するのと同様に、その在任中に任務遂行のために行った公的行為として、拷問が元国家元首に認められる事項的免除に該当するのかが問題となったが、後述するように、裁判所はその免除を認めなかった。

スペインは一〇月一六日および同月一八日に英国へ仮拘禁要請を行い、英国はそれに基づいて一〇月一六日と同月二二日に仮拘禁令状を発行した。まず英国が発行した一〇月一六日付第一回目の仮拘禁令状の内容は、一九七三年九月一日から一九八三年二月三日にかけてピノチエトがチリで実行した七九人ものスペイン人を殺害した嫌疑によるものであった。しかし、一〇月二二日の第二回目の仮拘禁令状では、主としてピノチエトが関わったとされる一九八八年一月一日から一九九二年二月までの拷問とその共同謀議、一九八二年一月一日から一九九二年一月三十一日までの人質監禁およびその共同謀議、一九七六年一月から一九九二年二月までの殺人の共同謀議の罪等が挙げられ

ている。この第二回目に出された仮拘禁令状でスペイン側は、チリで行われた組織的かつ大規模な拷問、人質拘禁、ジェノサイド等は「人道に対する罪」を構成する犯罪であり、自国での裁判を求めて普遍的管轄権の行使を主張し、英国側にピノチェトの引渡しを請求した。つまり、スペインは当初、ピノチェトの自国への引渡しについて消極的属人主義を根拠に請求し、次いで普遍主義にまで拡大して引渡し請求を行ったのである。

## 第二章 ピノチェト事件のはじまり

まず英国高等法院は一九九八年一〇月二八日に次のような理由からいずれの令状も棄却した。第一回目の令状でスペインは、チリにおける自国民の殺害を理由に消極的属人主義に基づく管轄権の主張を行った。これに対して、英国で引渡し犯罪として領域外犯罪が成立するには、一九八九年制定の「犯罪人引渡し法 (UK Extradition Act)」第二条第三項は、犯罪を行ったとされる人物が英国国民であることを根拠とした積極的属人主義を採用しており、双罰性の原則による引渡し犯罪を構成しないと判断した<sup>12)</sup>。他方、第二回目の令状が棄却されたのは、ピノチェトが国家元首時代に命じたとされる拷問、人質拘禁等は公務遂行上の目的で実行されたと認定し、免責特権を認めただからである。そこでスペイン側は英国の最高裁判所に相当する貴族院へ上告したが、貴族院の一九九八年一月二五日判決は高等法院とは逆に、拷問や人質拘禁等は元国家元首が公務遂行上の目的で命じたと認められず、ピノチェトは免責特権を有していないとの判断を示した<sup>13)</sup>。

一九九九年三月二四日に再審理を行った貴族院は六対一の多数決で、一九八四年に採択された「拷問及びその他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁止する条約」(以下、拷問等禁止条約)が設定する

普遍的管轄権に基づきスペイン側が処罰することを認め、次のようにピノチエトを引渡す判決を下した。一九六一年四月一四日に採択された「ウィーン外交関係条約」第三九条第二項で特権および免除を享有する外交官は、任務を終了した後も任務を遂行する上で行った行為に関しては引続き裁判権免除を有するとの規定があり、元外交官に対する在職中の公的行為に関する事項的免責特権 (*immunity ratione materiae*) を認めている。これを受けて一九七八年に制定された「英国国家免除法 (UK State Immunity Act)」第二〇条第一項は、国家元首にはウィーン外交関係条約で外交官に付与される免除に必要な変更を加えた免除を有することを規定する。<sup>14)</sup> そこで、元国家元首であるピノチエトに関しては、在任中のいずれの行為が任務遂行上の公的行為として認められ、かつ引退後も引続き免責特権を有するかについて審議が行われた。

英国に関しては、領域外犯罪である拷問に対して普遍的管轄権を有するのは、一九八八年七月二九日制定された「刑事裁判法 (UK Criminal Justice Act)」が効力を発生する一九八八年九月二九日からであり、この日以降、引渡し犯罪としての拷問が成立する。双罰性の原則に照らせば、一九八八年九月二九日から一九九〇年一月一日に発生した拷問に対する共同謀議および一九八八年九月二九日から一九九〇年一月一日にあらゆる国で発生した拷問に対する共同謀議、一九八九年六月二四日にチリで行われた拷問の三件が引渡し犯罪を構成する。<sup>15)</sup> しかし、この事件の關係国が拷問等禁止条約を批准したのは、スペインが一九八七年一〇月二一日、チリは一九八八年九月三〇日、そして英国が一九八八年一二月八日であり、条約上の義務が適用されるのは三か国全てが条約締約国になった日以降である。その結果、貴族院再審判決で、一九八八年一二月八日以降の拷問とその共同謀議に限り元国家元首であるピノチエトに事項的免責特権 (*immunity ratione materiae*) を認めず、スペインが普遍的管轄権に基づいて自国でピノチエトを裁ける権利を認めた。しかし、三か国全てが締約国となる以前の拷問に関しピノチエトの免責特権を認めたことから、ピノチ

エトがクーデターにより政権を掌握した直後の一九七三年から一九七四年に最も厳しく行われた拷問が国際犯罪に該当せず、この件に関してピノチエトは処罰を免れる結果となった。<sup>16)</sup>

以上のことから、貴族院再審判決で以下の点が明らかになったといえる。第一に、一連の審議をすすめる段階でピノチエトが国家政策として行ってきた拷問行為は、自国領域内の国内問題にとどまらず国際的関心事項に該当し、世界的な訴追、処罰を受ける国際犯罪に該当すると判断している。次いで英国は、本来、ピノチエトが自国領域内に所在する国家に該当し、条約締約国として自国が制定する国内法に基づいて処罰することが可能であったが、この事件では一貫して、スペインへの引渡しの可能性を判断する手続き機関としての裁判所に終始し、ピノチエトの身柄を拘束していないスペインに「広義の普遍的管轄権 (universal jurisdiction in absentia)」という新たな普遍的管轄権の行使を容認した。

ところで、拷問処罰に関しては、一九八四年に拷問等禁止条約が成立する以前から慣習国際法の下で禁じられており、国際犯罪として訴追および処罰が認められるという意見が存在する。<sup>17)</sup> この考えに基づけば、一九七〇年代の最も激しい拷問による犠牲者は、慣習国際法が禁止した拷問の被害者であり、ピノチエトが政権を掌握した当初から全ての拷問に関して英国をはじめとするいずれの国でも処罰できる可能性があったということになる。<sup>18)</sup> 実際に、貴族院再審での少数意見として Millet 判事は、海賊の処罰と同様に各国は慣習国際法の下で自国の管轄権を自由に主張でき、英国も自国の権限としてこのような管轄権の行使が許容されると述べ、英国における処罰の可能性に言及した。<sup>19)</sup> 一方、多数意見を代表し Browne-Wilkinson 判事は、一九八四年の条約締結以前の段階で、慣習国際法は国際犯罪として拷問を禁止しているが、刑事裁判管轄権を英国が行使するためには、条約を国内適用する法律による明示の規定が必要であるとの判断を示した。<sup>20)</sup> 同様に Phillips 判事は、慣習国際法の下で拷問という国際犯罪に普遍的管轄権の行使が認め

られるかどうか疑わしいが、一旦条約を締結することに国家が同意すれば、普遍的管轄権の行使が認められるという。<sup>(21)</sup> Saville 判事は、条約締結後に管轄権の行使が許容され、各国は拷問行為者を訴追若しくは引渡す義務を負うことになったと主張する。<sup>(22)</sup> 貴族院の再審では、条約および慣習国際法上の拷問に対する普遍的管轄権の解釈がピノチエトの拷問犯罪に関連して争点となっていたのである。

### 第三章 拷問に対する普遍的管轄権について

#### 第一節 拷問について

二〇〇六年五月一日から一九日まで行われた国連の拷問禁止委員会第三六会期の席上、米国が、アフガニスタンおよびイラクで拘束したテロ容疑者に対し「テロとの戦い」の名の下に、キューバにあるグァンタナモ米海軍基地 (U.S. Naval Base, Guantanamo Bay) をはじめ、その他の収容所内において継続的かつ激しい拷問等を加えているとして、その即時中止を強く勧告されたことは未だに記憶に新しい。<sup>(23)</sup> このように今日、国際社会は、拷問根絶のために断固とした厳しい態度で臨んでいるのである。

ところで、実際に拷問が非人道的的行為として人々の記憶に留められ、禁じられるようになってきた歴史はそれほど遠いことではない。拷問の禁止が国際法上最初に登場したのは国際人道法における分野であるが、その後、第一次世界大戦および第二次世界大戦という二度の悲惨な戦争体験を通して、国際人権法として個人の尊厳を基調とする基本的人権尊重の思想が生まれ、拷問は、短期間のうちに国際的関心事項を有するものと位置づけられ、以来、特別な注意を必要とする人権侵害であるとの認識が成されるようになった。<sup>(24)</sup> 第二次世界大戦後に設立された国連に代表される

国際組織では、人権の国際的保障の枠組みづくりを目指すために人権諸条約が成立し、加盟国は条約が規定する普遍的な基本原則に拘束される意思を示すこととなる。<sup>(25)</sup> 拷問を受けない権利とは、非人道的な或いは品位を傷つける取扱いを受けない権利とともに個人の身体的精神的保全および自由に関する基本的権利に含まれ、あらゆる場所で、そしていかなる状況下においても享有されなければならない、人間の尊厳という理念に基づいた基本的規範である。<sup>(26)</sup> このような権利は、その他の権利と比較していかなる理由においても廃止されてはならず、武力紛争時や公の緊急事態の場合においても侵害されてはならない絶対的な権利であり、条約の核ともなる不可侵の権利として最低限基準（ミニマム・スタンダード）を構成している。<sup>(27)</sup> そうしたなかで拷問は、苦痛に対する強度の点で極めて重大で残虐な苦痛を引起す意図的かつ非人道的取扱いとして特別の汚名を付する意図を有していると推察され、その強度の増大に比例して、品位を傷つける取扱いから非人道的取扱いに至り、さらに非人道的取扱いを経て拷問へと強度の段階を上げていくものと理解される。<sup>(28)</sup> つまり拷問は、残虐さという点では極端な苦痛を引起す特殊な行為であるから、拷問を受けない権利が人間の尊厳に基礎を置く不可欠な要素を構成し、かつ絶対的な権利を有するものとして、可能な限り保護されなければならないのである。<sup>(29)</sup>

こうして、拷問を禁止することの必要性および国際的な合意は一九八四年の拷問等禁止条約成立以前の段階ですでに国際社会において認められており、そのような理解に基づいて拷問禁止を規定する人権諸条約が実際に締結されてきたのである。第二次世界大戦後の一九四八年に成立した「世界人権宣言」は、人権に関する国際的文書の初期の段階で拷問の禁止を規定しており、その第五条は、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。」と謳っている。一九六六年に採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下、自由権規約）は世界人権宣言を条約化したものであるが、その第七条は、「何人も、拷問又は残虐な、非人道

的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。」ことを認めている。しかし、この条約が成立するためには多大な時間を要したことから、世界人権宣言を基本とする地域的な人権条約がこの間に成立している。一九五三年に効力が発生した「人権及び基本的自由の保護に関する条約」(以下、欧州人権条約)がこれに該当し、同条約第三条は、「何人も、拷問又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることはない。」と規定する。欧州人権条約に続く地域的な人権条約としては、一九七八年に効力が発生した「人権に関する米州条約」(以下、米州人権条約)が挙げられる。同条約第五条第二項は、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける刑罰若しくは取扱いを受けない。自由を奪われたすべての人は、人間に固有の尊厳を尊重する待遇を受ける。」と定めている。さらに、一九八六年に効力が発生した「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」(以下、バンジュール憲章)第五条は、「すべて個人は、人間に固有な尊厳の尊重及び自己の法的地位の承認に対する権利を有する。あらゆる形態の人間の搾取及び侮辱、特に奴隷制度、奴隷取引、拷問、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける刑罰及び取扱いは禁止される。」と規定している。一方、条約形式として各国に拘束力を有するものではないものの、拷問等を主たる対象とするはじめての国際的な文書として拷問等禁止宣言が一九七五年一月九日に採択された。<sup>30)</sup>しかしながら、この国際文書は拷問を国際刑法上の犯罪とし、犯罪容疑者とされる人物に対し刑法上の手続きをとることを要求しているものの宣言の形にとどまり法的拘束力を有するものではない。そこで、拷問禁止キャンペーンで中心的な役割を果たしてきたアムネスティ・インターナショナルに代表される非政府組織と協力し、各国は拷問犯罪の取締りおよびその強化のために法的拘束力を有する新たな人権条約を作成することが急務となってきたのである。

このように拷問の禁止は、すでに国際社会における共通認識として諸条約で確認されてきている。また、拷問の禁

止は、ほとんど全ての国において明示若しくは黙示により憲法上の権利として認められており、或いは国内刑法上の犯罪とされている。<sup>(31)</sup> このことは、拷問等禁止条約の総会決議文書の前文で、「国際法および国内法上、現に存在する拷問等の禁止のさらなる効果を達成するための役割を果たすことを期待して」締結されたという見解が示されていることから明らかである。<sup>(32)</sup> 後述するようにピノチェト事件関係国である英国、スペインおよびチリは一定の手続きを踏み、人権諸条約の制度に拘束される意思を表明しており、国内法上、拷問はすでに禁止された行為とされていた。<sup>(33)</sup> 英国において拷問は、古くからコモン・ロー上禁止された行為であった。<sup>(34)</sup> 英国は一九七六年五月二〇日に自由権規約を批准した。スペインは一九七七年四月二七日に自由権規約に批准し、国内刑法で拷問は、第二巻第七篇「精神の高潔さに反する拷問及び他の犯罪につづて」(DE LAS TORTURAS Y OTROS DELITOS CONTRA LA INTEGRIDAD MORAL)に規定されている。<sup>(35)</sup> また、英国は一九五一年三月八日に、そして、スペインは一九七九年一〇月四日に欧州人権条約を各々批准している。<sup>(36)</sup> 一方、チリは米州人権条約の締約国であり、一九七二年二月一〇日には自由権規約を批准している。さらに国際社会は、法的信念の表明として拷問が深刻な人権侵害を引起すことの継続した非難を行ってきており、拷問の禁止は慣行として実行に移され慣習国際法上の規則として認められるようになった。<sup>(37)</sup> 一九八〇年に米国のフィラルティガ事件の連邦控訴裁判所においても、世界人権宣言や拷問等禁止宣言をはじめとして、拷問を禁止する国家実行として多くの人権条約や国際文書が採択されていることから、拷問の禁止はすでに慣習国際法化されているという判断を示している。<sup>(38)</sup>

拷問は、今日、平時、戦時を問わず行われる国際犯罪の範疇に属し、その禁止はユス・コーゲンス (*ius cogens*) の規範を構成していると考えられているのである。<sup>(39)</sup>

## 第二節 拷問等禁止条約における普遍的管轄権

国家は人権の国際的保障を目的とする多数国間条約を締結する際に、当該条約が規定する人権を実効的に保障するための積極的な措置を採ることを義務づけられる。<sup>(41)</sup> 拷問の場合、個人が権利として拷問を受けないようにするためには、国家は締約国として条約が保障する権利を個人が享有するだけでなく、必要な場合には、個人が拷問を受けないように権利として行使することが出来るようあらゆる措置が講じられなければならない。<sup>(42)</sup> しかしながら、チリの場合、すべての国民が拷問を受けないという権利を確保することは事実上不可能である。何故ならば、国家が自ら積極的な措置を採ることを放棄し、自国の国家権力を背景に体制維持のため、或いは治安目的と称して組織的かつ広範囲に国家政策として拷問を実施しており、そのことを国内法上認めているからである。<sup>(43)</sup>

拷問等禁止条約が禁止する拷問とは、国家政策として認められ、かつ自国内で公務員や公的な資格で行動する者により実行されている場合に限定され、これを犯罪行為として処罰することとしている。既存の拷問禁止規範では十分に対応しえない現状に鑑み、それらを補強することを目的として条約は締結された。そのため、確実に拷問を処罰および防止することを目的としてあらゆる国に国内法を制定することを要請し、第五条で以下のように義務づけている。<sup>(44)</sup>

第五条 1 締約国は、次の場合において前条の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自国の管轄の下にある領域内であり又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

(b) 容疑者が自国の国民である場合

(c) 自国が適当と認めるときは、被害者が自国の国民である場合

2 締約国は、容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても第八条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第一項に規定されている国々は、犯罪と何らかの連結を有する利害関係国に該当し、犯罪発生地国を根拠とする属地主義 (territorial principle) または旗国主義 (principle of the exclusivity of the flag state)、容疑者の国籍に由来する積極的属人主義 (active personality principle) または国籍主義 (nationality principle)、被害者の国籍による消極的属人主義 (passive personality principle) に基づく自国の管轄権の設定を予定している。一方、第二項において、容疑者の身柄を拘束している国に普遍主義 (universality principle) に基づく管轄権、いわゆる普遍的管轄権 (universal jurisdiction) を設定するために必要な措置を採ることを義務づけている。このことは、唯一、容疑者の身柄を拘束していることを条件として、優先順位を設けることなく規定している第一項の国へ容疑者を引き渡さない場合、容疑者所在国が裁判権を設定するように義務づけているのである。

そこで英国は、条約締約国としての義務を履行するために刑事裁判法 (UK Criminal Justice Act) で、拷問その他に對する領域外管轄権として同法第一三四節第一条および第二条で以下のように規定している。<sup>(5)</sup>

#### 第一三四節 拷問

第一条 拷問とは、いずれの国籍にも拘らず公務員その他の公的資格で行動する者により、英国その他いずれの国において、公務の遂行上又はそれと偽り重い苦痛を故意に与える行為をいう。

第二条 前条に該当しない場合であつて、いずれの国籍にも拘らず次のような行為を行った場合

(a) 英国その他いずれの国において、その扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に重い苦痛を故意に与える行為であつて、

(i) 公務員による場合

(ii) 公的資格で行動する者による場合

(b) 上記以外に公的資格を有する者又はその他の者により、公務の遂行上又はそれと偽り若しくはその同意若しくは黙認の下に行われる行為をいう。

スペインは、一九八五年に司法機関組織法 (Ley Orgánica del Poder Judicial) を制定し、その第一卷第一篇第一章の「管轄権の範囲及びその限界」第二三条第四項において、スペインが普遍的管轄権を設定する犯罪として a 項から g 項までを規定している。<sup>(48)</sup>

第三三条 四 同様に、スペイン人又は外国人により、スペイン国外においてスペイン刑法に従い、以下に

該当する犯罪に対し、スペインは管轄権を有する。

a ジェノサイド

b テロ行為

c 海賊行為及び航空機の不法奪取  
 d 外国通貨の偽造

e 未成年者若しくは無能力者に対する売春行為及び誘惑罪

f 向精神薬、毒物及び麻薬の不法取引

g 国際条約及び協定によりスペインで起訴されるべきその他の犯罪

スペインは拷問に対する自国の管轄権の設定根拠をg項に求めており、拷問が「人道に反する犯罪」と考えられるほど深刻な場合、被害者や加害者の国籍に拘らずスペイン国内法は普遍的管轄権の行使を許容すると考えられる。<sup>41</sup>

こうして拷問犯罪に関しては、引渡し請求国であるスペインと被請求国の英国双方で、犯罪発生地に拘らず、普遍主義に基づく管轄権の設定を国内法体系で規定していることが確認できる。

ところで、実際に拷問等禁止条約が成立するまでの段階で各国は、どのような審議を経て普遍的管轄権を導入するに至ったのだろうか。次節では、各国の議論を見てゆくなかで、その当時の普遍的管轄権に対する各国の認識に対し検討を加えてゆきたい。そして、その起草過程で、貴族院再審において更なる争点として挙げた、拷問が条約成立以前にすでに慣習国際法上禁じられていれば、英国を含め各国が普遍的管轄権を行使し、海賊処罰と同様に処罰可能であったかについての問題も併せて考察してゆくことにする。

### 第三節 拷問等禁止条約起草段階での議論

一九七七年に開催された総会は国連人権委員会に対し、一九七五年に採択された拷問等禁止宣言の原則に照した条

約案の起草を要請し、条約制定のための草案づくりに着手することになった。その後、一九七八年に国連人権委員会<sup>(48)</sup>が設置した非公式な作業部会が中心となり、普遍主義を提唱してきたスウェーデン案を条約のたたき台として起草作業が進められてゆくことになった。そして、注目すべきことは、普遍的管轄権の導入を巡って、以下のように様々な反対意見が各国代表より出されているのである。<sup>(49)</sup>

まず、旧ソ連政府の代表は、たたき台となったスウェーデン案に対し、普遍的管轄権を条約に採用することは、犯罪者の身柄を自国で確保していることを条件として、当該犯罪と直接関係のない第三国に管轄権の行使を認めることであり、このことは、他国からの介入に相当するとして慎重な考えを示し、犯罪発生地に基づく属地的管轄権が唯一、国家主権の原則に合致すると主張している。<sup>(50)</sup> 一方、英国代表は、ピノチエト事件の貴族院再審判決においては、拷問は国際犯罪であり、したがって普遍的管轄権に基づき各国が処罰できることを認めているものの、条約の起草段階では、拷問が国際的性質を有する犯罪であるという認識を未だ有しておらず、犯罪発生地での犯罪証拠等の確保が確実な点から、旧ソ連政府と同様、属地的管轄権に基づく処罰を支持し、拷問処罰に関して普遍的管轄権のような広範な管轄権が与えられることに反対の立場を表明している。<sup>(51)</sup> つまり、犯罪者を捕えた国が裁判を行うことは、犯罪発生地でないことから裁判に必要な証拠集めが困難な点が予想され、その結果、犯罪者が不利益を被り、公正な裁判が受けられなくなることを危惧しているのである。<sup>(52)</sup> さらに、犯罪発生地国と友好関係を結んでいるような国で裁判が行われた場合、犯罪発生地国と裁判国との間で深刻な政治問題に広がる虞れが大きいことも述べている。<sup>(53)</sup> 事実、ピノチエト事件の審議過程において、フォークランド諸島を巡り英国とアルゼンチンが争った際、当時のチリの国家元首であったピノチエトが英国を支援したことから、英国政府はチリとの外交関係が悪化することを懸念している。また、国家による普遍的管轄権濫用の危険性も指摘されている。<sup>(54)</sup>

反対国は、こうした諸問題を解決することなく普遍的管轄権を導入することを承認するのは困難であり、かつ時期尚早であるとの判断から、規定の削除を要求しているのである。<sup>(55)</sup>特に国家の濫用の危険性については、今日、他国が普遍的管轄権を行使するのを認める際に、国際社会が乗り越えなければならぬ最大の懸案事項であると考えられるが、各国が条約の草案作りのこのような早い段階で、危惧の念を抱いていることに留意すべきであろう。

一方、拷問犯罪に普遍的管轄権の採用を認めようとする立場は、属地的管轄権に基づく処罰が国家管轄権の原則に最も適うと主張する国家は、単に伝統的な原則を再確認しているに過ぎず、拷問は国際犯罪であるという犯罪の性質を認識し、したがって各国で処罰されるべき犯罪であるという法的性格に由来していないと述べている。<sup>(56)</sup>米国代表は、非公式作業部会の最初の段階から、拷問は、海賊と同様に普遍的管轄権が認められる国際法違反の犯罪であるという立場を支持している。<sup>(58)</sup>つまり、古くから、海賊行為は「人類共通の敵 (hostis humani generis)」として、海上交通の安全を侵害し、かつ普遍的に非難される重大な犯罪とされており、拷問も、同様にこの種の犯罪に属するという見解である。また、拷問が国家政策として行われている国では、その実行者である公務員を国家が訴追、処罰する可能性は少なく、このことから属地的管轄権による犯罪処罰の限界が露呈されることとなる。<sup>(59)</sup>そのような場合、犯罪発生地の国家の裁判に委ねることは期待できず、より実効的な処罰が実現できる国家での裁判が妥当である。このような見解は、一九七七年の時点で各国が一致して認めていることであり、総会の第三委員会はその審議過程で、国家権力者の命令で実行される組織的かつ国家政策である拷問は、人間の尊厳を侵害する行為であり、そのような行為は根絶されるべきであること、<sup>(60)</sup>そして、その行為の遂行目的は国家体制を維持するためであり、<sup>(61)</sup>したがって、当該国家の国内法による規制だけでは対応が不十分であることを述べている。<sup>(62)</sup>このような状況においては、むしろ他国が普遍的管轄権を行使してその問題解決に取り組むことこそが最も有効な手立てとなり得ると主張しているのである。<sup>(63)</sup>したがって、

普遍的管轄権を条約に導入することを賛成する側にとつて、普遍的管轄権設定の意義とは、拷問実行者に安住の地を与えないことであり、この規定が削除或いは修正されれば、拷問実行者に逃道を与えることになるとして、反対国の立場を認めていないのである。<sup>(65)</sup> こうしたなかで、ブラジル代表は、次のような修正案を出している。すなわち、犯罪発生地国や国籍国といった第一項で認められる国からの引渡し請求がない場合に限って可能とされる補足的な管轄権として、普遍的管轄権を提案しているのである。<sup>(66)</sup> この提案に対して中国も賛成の意を表明しており、まず第一項で認められる国に優先的に管轄権が認められるべきであると主張している。<sup>(67)</sup>

以上のように、国家主権を重視する立場から属地的管轄権を主張する国と、普遍的管轄権の導入に賛成する国との間で明らかな意見の相違が存在する。そのなかで、ブラジルや中国のように普遍的管轄権を補足的な意味合いとして捉え、条約が第一項で定義する国から犯罪者の引渡しを請求されない場合に限って認められる管轄権として、普遍的管轄権を新たに位置づけている点が興味深い。

こうして、普遍的管轄権を条約へ導入することに対し、激しい議論が繰広げられ、性質の異なる普遍的管轄権を提唱する国も見受けられるなかで、一九八四年の審議において普遍的管轄権の導入がコンセンサスにより成立している。<sup>(68)</sup>

ところで、英国の裁判所においては、議会制定法による具体的かつ明確な規定が存在しない場合には刑事裁判管轄権の行使を認めていない。一八七六年、ドイツ船フランコニア号が英国の海岸から三マイルの範囲内で英国船籍と衝突し、英国船が沈没、乗客が死亡するに至った女王対ケイン事件で裁判所は、英国に議会制定法が存在していないことを理由に、外国人であるドイツ人船長を処罰する英国の刑事裁判管轄権を否定している。<sup>(69)</sup> 英国では、領域外犯罪を行つた人物を処罰するには罪刑法定主義の観点から議会制定法としての明確な規定を必要としているのである。そして、先に述べたように、拷問等禁止条約制定当時英国は、条約の非公式作業部会で普遍的管轄権導入に反対の立場を

示している。このことは、英国で拷問が領域外犯罪として認められ、かつ処罰可能であるという認識を有していないと考えられる。<sup>(20)</sup> このことから、英国をはじめとして各国の当時の理解を総合的に判断すれば、条約制定過程で拷問に対する普遍的管轄権の概念およびその必要性を諸国家が十分に認識し、大多数の国家に法的確信を抱かせ、慣行として行われ、さらには、すでに一般慣習国際法上の規則として生成していたとは考え難い。

したがって、拷問の禁止が慣習国際法の規則として成立しているということから必然的に慣習法上、普遍的管轄権が認められるとする考えは、<sup>(21)</sup> 条約が採択された時点において通用していたといえるかはどうか疑問であり、慣習国際法上の規則に至っていないものと解するのが相当であると思われる。<sup>(22)</sup>

以上のことから、貴族院再審判決における多数派が、拷問の禁止に関する慣習国際法の存在を根拠として、ピノチエトを処罰する可能性を否定した判断は妥当であると考えられる。

### おわりに

英国がピノチエトを逮捕し、その裁判では、条約が目的とする公的な拷問に対する処罰の重要性およびその是非が問われ、英国という一国内裁判所で、国家が統治政策として常時行っている公的な拷問を国際犯罪であると認定したこと自体は評価に値する。<sup>(23)</sup> しかし、判決は、元国家元首が在任中に行つた公的な拷問に関する免責を認めなかつたのであり、逆に現職の国家元首が同様の行為を行つた場合には依然として免責特権が認められる余地を示すものとなつた。

さらに英国は、ピノチエトを自国で裁くか、またはスペインへ引渡すか、或いはチリをはじめとする中南米諸国と

の友好関係をどうするのか等判断を迫られる緊迫した状況のなかで、最終的には法務大臣の判断でチリ本国へ送還した。<sup>(24)</sup> 英国による政治的解決は、国内裁判所による紛争解決の難しさを明白にしたが、その後、チリがピノチエトの裁判を行い、犯罪発生地における問題解決に取組む姿勢が評価され、各国による犯罪防止の連携体制が実現したとも考えられる。<sup>(25)</sup>

一方、この判決を受けて各国が、伝統的な属地主義に加えて、拷問が大規模かつ組織的な人権侵害であるとの認識から新たな連結点を見出し、自らの管轄の適用範囲拡大を目指す者と予想する者もいる。<sup>(26)</sup> 犯罪者が自国内に存在することを前提として「引渡すか訴追するか原則 (aut dedere aut punire)」とともに条約に導入された普遍的管轄権ではあるが、自国外に存在する状況においても行使可能な管轄権であると貴族院が再審で判断したことが注目されるのである。<sup>(27)</sup> しかし、このような管轄権が何故認められたのだろうか。そのためには、まずスペインにおける国内議論の検討が必要である。それは、ベルギー人道法に基づき普遍的管轄権の主張を行ったベルギーが、その後、コンゴに対して一方的に管轄権を主張し、ベルギー逮捕状事件という新たな国際紛争が発生したからである。普遍的管轄権行使の提唱は、他の利害関係国が有する管轄権を排除することが目的ではなく、これらの国家の公正かつ実効的な管轄権行使を促すものとして、本来、紛争の平和的解決のために対応し、有効かつ中立的な役割を果たすと筆者は考える。ところが、犯罪発生地や国籍を問わず国外にいる容疑者に対し国内法で裁くことを目的に制定されたベルギー人道法は、外国政府の要人に向けて濫用を繰返し、ついに事実上廃止された。<sup>(28)</sup> 条約の起草段階で懸念されていたことが現実の問題となったのである。このことは、条約上の規定にも拘らず、ピノチエトの身柄を拘束していないスペインに普遍的管轄権を認めた英国貴族院再審判決が、国家による一方的な管轄権濫用という悪しき方向に拍車をかける先例になつたとともに考えられる。普遍的管轄権の行使が紛争の平和的な解決に向けての有効な手段となるのか、それとも国際紛争

の火種となるか、その判断については、その後のスペイン国内の動向も含めて今後の検討課題としたい。

- (1) 朝日新聞、二〇〇六年四月一日。
- (2) 朝日新聞、二〇〇六年七月四日。
- (3) 朝日新聞、二〇〇六年一月六日。そして、控訴を棄却し、二月三〇日に刑が執行された。
- (4) 稲角光忠「ジェノサイド罪に対する普遍的管轄権について」(一)『金沢法学』第四二巻第二号、二〇〇〇年三月、九五頁。
- (5) 稲角光忠「国内刑事手続きにおける公正さを確保するための国際協力―旧ユーゴ領域で犯された国際人道法の重大な違反の処理―」『名古屋大学法政論集』第二〇二号、二〇〇四年、一四九頁。
- (6) 国際犯罪とは、本来、多義的な意味で使われており、普通犯罪が複数の国に関係している場合の「外国性を有する犯罪」と、「国際法上の犯罪」とに分類されるが、後者の犯罪は国際法準拠の犯罪としてさらに二つの類型に整理される。一つは、国際法上の義務に基づき、各国の内国刑法が介在し個人の刑事責任を追及する「諸国民の共通利益を害する犯罪」であり、他の一つは、個人の刑事責任が国際法に基づいて課せられる「国際法違反の犯罪」と呼ばれるものである。山本草二「国際犯罪の規制をめぐる国際法と国内法の関係」『ジュリスト』第八七五号、一九八七年一月、二三三―三三七頁。この「国際法違反の犯罪」は、第二次世界大戦終結後に新たに出現した概念で、国際社会全体の法益を個人が侵害する場合に、厳密にこれを国際犯罪と呼ぶようになった。坂本一也「国際犯罪に関する序論的考察―国際刑事裁判所の対象犯罪の分析から―」『九州国際大学法学論集』第六巻第三号、二〇〇〇年、二八―二九頁。しかし、今日では「国際法上の犯罪」を構成する「諸国の共通利益を害する犯罪」と「国際社会全体の法益を侵害する犯罪」は相互に関連性を有しており、法益による区別は困難であると考えられる。山形英郎「第一講 紛争処理」家正治編『講義国際組織入門』不磨書房、二〇〇三年、一三六頁。
- (7) See William J. Aceves, "Liberalism and International Legal Scholarship: The Pinochet Case and the Move Toward a Universal System of Transnational Law Litigation", *Harvard International Law Journal*, Vol. 41, No. 1, Winter 2000, pp. 170-171.
- (8) Yoram Dinstein, "The Rights to Life, Physical Integrity and Liberty", in Louis Henkin (ed.), *The International Bill of Rights*, Columbia University Press 1981, p. 122.

- (9) 稲角、前掲論文、注(4)、一二二頁。
- (10) これを支持する立場として、ケント・アンダーソン、奥田安弘「フジモリ元ベルー大統領に関する国籍法および国際刑事法上の諸問題」『北大法学論集』第五四卷第三号、二〇〇三年、一〇八六頁。
- (11) これを支持する意見として、栗林忠男「現代国際法」慶應義塾大学出版会、一九九九年、四五八頁。
- (12) 「双罰性の原則」とは、引渡し請求に係る行為が請求国と被請求国の双方で法律により罰せられることをいう。この事件では、問題となる拷問が請求国側であるスペインと被請求国であるイギリス双方の法律で犯罪性を有することが必要となる。森下忠「新しい国際刑法」信山社出版、二〇〇二年、一一一頁。
- (13) ところが、ピノチエト側の弁護人が、貴族院の判事と拷問の撲滅を強力に推進していたアムネスティ・インターナショナルとの関係を指摘し、この判決の公平性を問題としたことから、一九九八年二月一七日、貴族院は一月二五日の決定を無効と判断し、異例の再審理が行われることとなった。
- (14) Reed Brody and Michael Ramer (eds.), *The Pinochet Papers: The Case of Augusto Pinochet in Spain and Britain*, Kluwer Law International, 2000, pp. 490-492.
- (15) 英国の犯罪人引渡し法 (UK Extradition Act) 第二条第二項は、引渡し請求国の領域外で犯罪が行われた時は、被請求国である英国国内においても同様に領域外犯罪を構成することを条件としている。Ibid, pp. 494-497.
- (16) 一九七三年から一九七四年にかけての拷問は四、〇〇〇件に上り、一九七七年から一九九〇年の間の拷問件数は一三〇件とされてい<sup>19</sup>。Jodi Horowitz, "Regina v. Bate and the Commissioner of Police for the Metropolis and others Ex Parte Pinochet: Universal Jurisdiction and Sovereign Immunity for *Jus Cogens* Violations", *Fordham International Law Journal*, Vol. 23, December 1999, p. 519.
- (17) George C. Rogers, "Argentina's Obligation to Prosecute Military Officials for Torture", *Columbia Human Rights Law Review*, Vol. 20, 1989, pp. 295-296; Anita C. Johnson, "The Extradition Proceedings Against General Augusto Pinochet: Is Justice Being Met Under International Law?", *Georgia Journal of International and Comparative Law*, Vol. 29, Fall 2000, pp. 211-212.
- (18) *Supra* note 16, p. 522.
- (19) *International Legal Materials*, Vol. 38, 1999, p. 650. <sup>19</sup>この考えは慣習国際法を根拠に拡大解釈した極めて革新的な判断であ

- 95- Rachel Swain, "A Discussion of the Pinochet Case (House of Lords Decision of 24 March 1999), Noting the Juxtaposition of International Relations and International Law Perspectives", *Nordic Journal of International Law*, Vol. 69, 2000, p. 240. 以下、一九九八年一月二五日の貴族院判決において、Nicholls 判事も、Seyn 判事も、拷問は慣習国際法上、普遍的管轄権で処罰できることを認めてゐる。 *International Legal Materials*, Vol. 37, 1998, p. 1333 and pp. 1337-1338.
- (20) *International Legal Materials*, Vol. 38, 1999, p. 589 and 594.
- (21) *Ibid.*, p. 660.
- (22) *Ibid.*, p. 642.
- (23) U. N. Doc. CAT/C/SR. 703, 12 May 2006.
- (24) U. N. Doc. E/CN. 4/1986/15, pp. 1-2.
- (25) Curtis A. Bradley and Jack L. Goldsmith, "Customary International Law as Federal Common Law: A Critique of the Modern Position", *Harvard Law Review*, Vol. 110, No. 4, February 1997, p. 839.
- (26) 藤田久一「国際法講義Ⅱ 人権・平和」東京大学出版会、一九九四年、一〇〇—一〇二頁、申恵手「人権条約上の国家の義務(一) — 条約実施における人権二分論の再考 —」『国際法外交雑誌』第九六巻第一号、一九九七年四月、一八頁。
- (27) 藤田、同上、申、同上。
- (28) 今井直「拷問等禁止条約の意義—その実体規定の特徴—」『早稲田法学会誌』第三六巻、一九八六年、一三—一四頁。
- (29) 今井、同上。 Michael K. Addo and Nicholas Grief, "Does Article 3 of The European Convention on Human Rights Enshrine Absolute Rights?", *European Journal of International Law*, Vol. 9, 1998, p. 515; <http://www.law.gub.ac.uk/humants/ehts/ni/tease/inceaseA.htm>.
- (30) U. N. Doc. A/RES/3452 (XXX), 1975.
- (31) Nigel S. Rodley, *The Treatment of Prisoners Under International Law*, Oxford University Press, 1999, (2nd ed.), p. 67.
- (32) U. N. Doc. A/RES/39/46, 1984.
- (33) *Supra* note 14, p. 39.
- (34) M. Cherif Bassiouni and Daniel Darby, "An Appraisal of Torture in International Law and Practice: The Need for an International Convention for the Prevention and Suppression on Torture", *Revue Internationale de Droit Penal*, Vol. 48, 1977, p. 197.

- (35) [http://noticias.juridicas.com/base\\_datos/Penal/1010-19951217.html](http://noticias.juridicas.com/base_datos/Penal/1010-19951217.html); 北原仁「チリ憲法とベノチエト事件」付録【抄訳】「アウグストロビーノチエトロウガルテに対する起訴決定」【駿河台法学】第一五巻第一号、二〇〇一年、三〇二頁。
- (36) 英国では、条約が国内的効力を有するために国内法の制定を必要とするが、国内裁判所が国内法を解釈し、かつ適用する際に、ヨーロッパ人權条約やヨーロッパ人權裁判所を参考にする傾向がある。Thomas Buergenthal, "Self-Executing and Non-Self-Executing Treaties in National and International Law", *Recueil des Cours*, Vol. 235, 1992, pp. 359-363.
- (37) U. N. Doc. A/C. 3/32/SR. 37, 1977, para. 40.
- (38) Naomi Rohi-Arriaza, "State Responsibility to Investigate and Prosecute Grave Human Rights Violations in International Law", *California Law Review*, Vol. 78, 1990, p. 457.
- (39) *Filariga v. Peña-Irala*, 630 F. 2d 876 (2d Cir. 1980), at 882-884. 当時、米国は条約締約国でなかったことから慣習国際法に依拠した。米国では、条約が批准されれば連邦法と同等の効力を有し州法を凌駕することから、各州は条約の批准には強固に反対する。しかし、一九九二年に条約を批准し、拷問や超法規的殺害を実行した人物を訴追するため、「拷問被害者保護法」(Torture Victim Protection Act) を国内法として制定した。阿部浩巳「今井直」藤本俊明「チキストブック国際人權法」(第二版)【日本評論社、二〇〇二年、四一頁および四六一五〇頁。
- (40) L. Hannikainen, *PREMPTORY NORMS (JUS COGENS) IN INTERNATIONAL LAW: Historical Development, Criteria, Present Status*, Finnish Lawyer's Publishing Company, 1988, pp. 508-509; J. Herman Burgers and Hans Danielius, *The United Nations Convention against Torture: A Handbook on the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, Martinus Nijhoff Publishers, 1988, p. 12; Diane F. Orentlicher, "Settling Accounts: The Duty to Prosecute Human Rights Violations of a Prior Regime", *Yale Law Journal*, Vol. 100, 1991, p. 2582; Andreas Zimmermann, "Sovereign Immunity and Violations of International Jus Cogens-Some Critical Remarks", *Michigan Journal of International Law*, Vol. 16, Winter 1995, p. 439; M. Cherif Bassiouni, *International Criminal Law Conventions and Their Penal Provisions*, Transnational Publishers, 1997, p. 736.
- (41) 申「前掲論文」注(29)、一三頁。
- (42) Thomas Buergenthal, "To Respect and to Ensure: State Obligations and Permissible Derogations", in Louis Henkin (ed.), *The International Bill of Rights*, Columbia University Press, 1981, p. 77.

- (43) Louis B. Sohn, "The New International Law: Protection of the Rights of Individuals Rather than States", *American University Law Review*, Vol. 32, 1982, p. 12. 小寺初世子「拷問およびその他の残虐、非人道的又は屈辱的取扱いは又は刑罰の禁止条約について」【鹿児島大学法学論集】第一〇巻第二号、一九八五年三月、四三三頁。
- (44) *Supra* note 32.
- (45) *Supra* note 14, p. 498.
- (46) [http://www.judicials.com/base\\_datos/Admin/106-19851111.html](http://www.judicials.com/base_datos/Admin/106-19851111.html) をおぼその後の新たな改正で、女性に対する性的犯罪が主項として付加された。条約および協定が規定する犯罪は主項に移っている。
- (47) Richard J. Wilson, "The Spanish Proceedings", in Reed Brody and Michael Ramer (eds.), *supra* note 14, pp. 25-26.
- (48) U. N. Doc. A/RES/32/62, 1977.
- (49) 今井、前掲論文、注(28)、二三頁。
- (50) U. N. Doc. E/CN.4/1314/1978, p. 4.
- (51) U. N. Doc. E/CN.4/1314/Add. 1, 1979, p. 3.
- (52) See for example, U. N. Doc. E/1982/12/Add. 1-E/CN.4/1982/30/Add. 1, pp. 6-7.
- (53) U. N. Doc. E/1980/13-E/CN.4/1408, p. 60.
- (54) *Supra* note 52, p. 7.
- (55) U. N. Doc. E/1981/25-E/CN.4/1475, p. 56.
- (56) 稲角光恵「ジェノサイド条約第六条の刑事裁判管轄権(一)」【法政論集】第一六八号、一九九七年三月、九八―九九頁。
- (57) 今井、前掲論文、注(28)、二三頁。
- (58) *Supra* note 50, p. 15.
- (59) *Supra* note 52, p. 7.
- (60) U. N. Doc. A/C.3/SR.2064, 1974, pp. 70-71.
- (61) U. N. Doc. A/C.3/32/SR.36, 1977, p. 7.
- (62) U. N. Doc. A/C.3/SR.2160, 1975.

- (63) *Supra* note 52, p. 7.
- (64) *Supra* note 55, p. 57.
- (65) *Supra* note 53, p. 59.
- (66) U. N. Doc. E/ CN. 4/1983/63, p. 6.
- (67) U. N. Doc. E/ CN. 4/1984/72, pp. 6-7.
- (68) *Ibid.* p. 5. 作業部会は一九七八年一月一八日のスウェーデン案 (U. N. Doc. E/ CN. 4/1285, 1978.) および各国政府のコメント・見解を考慮の上、修正された一九七九年二月一九日のスウェーデン修正案 (U. N. Doc. E/ CN. 4/WG. I/WP. 1, 1979.) を討議の基礎としてした。
- (69) D. J. Harris, *Cases and Materials on International Law*, Sweet and Maxwell, 1991, (4th ed.), pp. 76-77.
- (70) *Supra* note 51, p. 3.
- (71) Anita C. Johnson, *supra* note 17, pp. 211-212.
- (72) Kenneth C. Randall, "Universal Jurisdiction Under International Law", *Texas Law Review*, Vol. 66, 1988, p. 822; George C. Rogers, *supra* note 17, p. 291.
- (73) Christopher L. Blakesley, "Autumn of the Patriarch : The Pinochet Extradition Debacle and Beyond-Human Rights Clauses Compared to Traditional Derivative Protections such as Double Criminality", *Journal of Criminal Law and Criminology*, Vol. 91, No. 1, 2000, pp. 18-19.
- (74) 一九八二年のフォークランド紛争の際、英国はチリから協力を得た経緯から、サッチャー元首相がピノチェトの保護を主張し、ピノチェトの健康状態も考慮され、スペインへの引渡しは実現せずチリへ帰国させている。
- (75) 健康上の理由で裁判の一時停止が決定し、これが事実上の最終決定となった。その後、裁判再開に向けた動きが徐々に進んでいた矢先、ピノチェトが二月一〇日に死去し、これで責任追及の動きは幕切れとなった。
- (76) *Supra* note 7.
- (77) 稲角、前掲論文 注(4)、三〇頁。
- (78) 稲角光恵「ジェノサイド罪に対する普遍的管轄権について(三・完)」【金沢法学】第四三巻第三号、二〇〇一年三月、四六頁。
- (79) 朝日新聞、二〇〇三年八月六日。